

新旧対照表（抄）

○ 中央区子ども・子育て会議条例（平成二十五年七月中央区条例第三十五号）

新	旧
（組織） 第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する二十五人以内の委員をもって組織する。 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する子ども の保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関心を有する者 二 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 四 区内の医療関係団体の構成員 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者 附 則 この条例は、令和七年九月一日から施行する。	（組織） 第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する二十人以内の委員をもって組織する。 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する子ども の保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関心を有する者 二 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 四 区内の医療関係団体の構成員 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者